

第1号様式

若年技術者がいない場合も、第2号様式を併せて提出してください。
技術評価点数算定基礎申告書①【令和7年度版】

商号・名称 鈴木組 (株) 経営事項審査 令和 06 年 11 月 30 日
 審査基準日

許可番号 1 (1 香川県知事 2 国土交通大臣) 第 001234 号
※許可番号は右詰で記入し、空カラムは0を記入

○雇用者数 【必須記入】 5 人

※ 加点される上限は40人ですが、審査基準日(決算日)において、県内営業所で常勤かつ建設業に携わっている者全員の数を記載してください。なお代表取締役等の役員を含み、パート等の非常勤職員は含みません。

○機械・運搬具 【必須記入】 残存価格 1,234 千円

決算変更届の貸借対照表(株主名簿)に記載されているものを記載してください。

「ISO規格等の認証取得(ISO9001、ISO14001、エコアクション21)」については、経営事項審査の結果に基づき算定しますので、令和7年度版から本様式の記入欄は削除しました。

○「舗装工事業」の申請

(1) 経営事項審査の「舗装工事業」申請の有無を記載してください。 【必須記入】

該当する方にチェック✓を記入してください。 舗装の申請 有り 無し

(2) 経営事項審査で「舗装工事業」を申請する場合は、下記の①②を記載してください。

① 審査基準日時点で雇用している舗装施工管理技術者の人数を記載してください。

1級舗装施工管理技術者	1	人	計	3	人	無し	
2級舗装施工管理技術者	2	人					

② 審査基準日時点で保有している機械にチェック✓を入れ、型式等を記入してください。なお、アスファルトフィニッシャが無ければ、加点はされません。

無し

必須	✓	アスファルトフィニッシャ	舗装幅(伸縮式最大)2.4m以上	型式	F45WJ4	製造番号	123456
	✓	マカダムローラ	質量10t以上	型式	CS125	製造番号	123456
	✓	タイヤローラ	質量8t以上	型式	T600C	製造番号	123456
	✓	モータグレーダ	ブレード幅3.1m以上	型式	MG230	製造番号	123456

※質量=機械質量+タンク容量(1ℓ=1kg)+55kg

○障害者雇用の状況

(1) 審査基準日において常勤雇用している障害者の方の人数を記載してください。 【必須記入】

障害者雇用者数 1 人 無し

※ 報告義務が有る場合は、障害者雇用状況報告書⑩欄に記載している人数を記載してください。

※ 報告義務が無い場合は、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳のコピーを提示してください。なお、個人事業主、法人役員は含みません。

※ 審査基準日直前の6月1日時点の障害者雇用状況報告書(写し)を提出してください。

(2) 障害者を1人以上雇用し、「障害者の雇用の促進に関する法律」に基づく報告義務が有る場合は、障害者雇用状況報告書⑩(二)欄に記載している「労働者数」を記載してください。

労働者数 人

技術評価点数算定基礎申告書②【令和7年度版】

商号・名称 鈴木組（株） 経営事項審査
審査基準日 令和 06年 11月 30日

許可番号 1（1 香川県知事 2 国土交通大臣）第 001234号
※許可番号は右詰で記入し、空カラムは0を記入

【記入上の注意】

・**経営事項審査基準日**で、**満35歳未満の者が対象です。**

○該当無しの場合

・項番1の氏名欄に「該当なし」と記載してください。

○該当有りの場合

・技術職員名簿に記載した者のうち、該当する若年技術者を「若年技術者名簿」に記載するとともに、業種コード毎に集計し、集計表に記載してください。

なお、経営事項審査の技術職員名簿とは異なり、1業種につき4名までが加点の上限のため、各業種ごとに4名を超える若年技術者がいる場合は4名までの記載で構いません。

・資格を証する書類の写しを提示してください。

1 若年技術職員名簿（基準日時点で満35歳未満のもの）

※対象となる技術職員は経営事項審査と異なり、技術職員コードが005、040、060、064、111～239、703、704の方のみです。
※1枚で記載が出来ない場合は、同様式を使用し2枚目を作成してください。

項番	氏名	生年月日	年齢	業種コード	技術職員コード	業種コード	技術職員コード
1	鈴木 五朗	平成〇年〇月〇日	28	01	214	05	214
2							
3							
4							
5							
6							
7							
8							
9							
10							
11							
12							
13							
14							
15							

経営事項審査の技術職員よりも、申請できる技術職員コード(資格)が限定されていますので、ご注意ください。
例) 002は対象外です。

2 若年技術者職員数集計表（1業種につき4人までが加点の上限です。）

業種名	業種コード	申請する若年技術者数	業種名	業種コード	申請する若年技術者数	業種名	業種コード	申請する若年技術者数
土木	01	1	鋼構	11		熱絶	21	
建築	02		鉄筋	12		電通	22	
大工	03		舗装	13		造園	23	
左官	04		浚渫	14				
とび	05	1	板金	15				
石	06		ガラス	16				
屋根	07		塗装	17				
電気	08		防水	18				
管	09		内装	19				
タイル	10		機器	20		解体	29	
						申請業種数計		のべ若年技術者数計
						2		2

「のべ」人数ですので、1人で2業種申請した場合は「2」となります。
（「2 若年技術者職員数集計表」の「申請する若年技術者数」の計になります。）

※複数枚になる場合は、集計表は1枚目のみ合計を記載してください。